

令和8年3月2日
国不動第512号

一般社団法人 マンション管理業協会理事長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の
一部改正について

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」（平成18年12月19日国土交通省総合政策局長通知）については、マンション管理業者の適正な管理業務の実施を確保するとともに、違反行為等に対し厳正かつ適正に対応をすることができるよう定めたものである。

今般、令和7年5月に、管理業者管理者方式に係るマンション管理法の改正を含む「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」を公布したところであり、このたび、当該改正を踏まえ、別添のとおり「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改正を行い、各地方整備局長等あて通知したものである。

については、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第95条に規定する指定法人として業務を行う貴協会に対し、改正後の処分基準を参考送付するので、傘下の会員に対する周知とともに、引き続きマンション管理業全般の適正化に向けた会員指導等を図られたい。

また、会員以外のマンション管理業者から業務に関する相談等を受けた場合にも、積極的に対応するなど、マンション管理業全般の資質向上に努められるようお願いする。

(参考添付)

参考1：国土交通省各地方整備局長等あて通知

参考2：関係業界団体の長あて通知

【参考1】

令和8年3月2日
国不動第512号

北海道開発局長
各地方整備局長 殿
沖縄総合事務局長

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の
一部改正について

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」（平成18年12月19日国土交通省総合政策局長通知）については、マンション管理業者の適正な管理業務の実施を確保するとともに、違反行為等に対し厳正かつ適正に対応をすることができるよう定めたものである。

今般、令和7年5月に、管理業者管理者方式に係るマンション管理法の改正を含む「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」を公布したところであり、このたび、当該改正を踏まえ、別添のとおり「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改正を行ったので通知する。

本法律施行後は、改正後の基準によりの確に監督処分を行われたい。

また、マンション管理業者に対して、機会を捉え周知するようお願いする。

【参考2】

令和8年3月2日
国不動第512号

一般社団法人 全国住宅産業協会会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の
一部改正について

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」（平成18年12月19日国土交通省総合政策局長通知）については、マンション管理業者の適正な管理業務の実施を確保するとともに、違反行為等に対し厳正かつ適正に対応をすることができるよう定めたものである。

今般、令和7年5月に、管理業者管理者方式に係るマンション管理法の改正を含む「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」を公布したところであり、このたび、当該改正を踏まえ、別添のとおり「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改正を行い、各地方整備局長等及び一般社団法人マンション管理業協会理事長あて通知したものである。

については貴協会に対し、改正後の処分基準を参考送付するので、傘下会員に対し周知されたい。

(参考添付)

参考1：国土交通省各地方整備局長等あて通知

参考2：一般社団法人マンション管理業協会理事長あて通知

【参考 2】

令和 8 年 3 月 2 日
国不動第 5 1 2 号

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の
一部改正について

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」（平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日国土交通省総合政策局長通知）については、マンション管理業者の適正な管理業務の実施を確保するとともに、違反行為等に対し厳正かつ適正に対応をすることができるよう定めたものである。

今般、令和 7 年 5 月に、管理業者管理者方式に係るマンション管理法の改正を含む「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」を公布したところであり、このたび、当該改正を踏まえ、別添のとおり「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改正を行い、各地方整備局長等及び一般社団法人マンション管理業協会理事長あて通知したものである。

については貴協会に対し、改正後の処分基準を参考送付するので、傘下会員に対し周知されたい。

(参考添付)

参考 1：国土交通省各地方整備局長等あて通知

参考 2：一般社団法人マンション管理業協会理事長あて通知

【参考 2】

令和 8 年 3 月 2 日
国不動第 5 1 2 号

公益社団法人 全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の
一部改正について

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」（平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日国土交通省総合政策局長通知）については、マンション管理業者の適正な管理業務の実施を確保するとともに、違反行為等に対し厳正かつ適正に対応をすることができるよう定めたものである。

今般、令和 7 年 5 月に、管理業者管理者方式に係るマンション管理法の改正を含む「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」を公布したところであり、このたび、当該改正を踏まえ、別添のとおり「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改正を行い、各地方整備局長等及び一般社団法人マンション管理業協会理事長あて通知したものである。

については貴協会に対し、改正後の処分基準を参考送付するので、傘下会員に対し周知されたい。

(参考添付)

参考 1：国土交通省各地方整備局長等あて通知

参考 2：一般社団法人マンション管理業協会理事長あて通知

【参考 2】

令和 8 年 3 月 2 日
国不動第 5 1 2 号

一般社団法人 不動産流通経営協会理事長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の
一部改正について

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」（平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日国土交通省総合政策局長通知）については、マンション管理業者の適正な管理業務の実施を確保するとともに、違反行為等に対し厳正かつ適正に対応をすることができるよう定めたものである。

今般、令和 7 年 5 月に、管理業者管理者方式に係るマンション管理法の改正を含む「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」を公布したところであり、このたび、当該改正を踏まえ、別添のとおり「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改正を行い、各地方整備局長等及び一般社団法人マンション管理業協会理事長あて通知したものである。

については貴協会に対し、改正後の処分基準を参考送付するので、傘下会員に対し周知されたい。

(参考添付)

参考 1：国土交通省各地方整備局長等あて通知

参考 2：一般社団法人マンション管理業協会理事長あて通知

【参考 2】

令和 8 年 3 月 2 日
国不動第 5 1 2 号

一般社団法人 日本ビルディング協会連合会会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の
一部改正について

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」（平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日国土交通省総合政策局長通知）については、マンション管理業者の適正な管理業務の実施を確保するとともに、違反行為等に対し厳正かつ適正に対応をすることができるよう定めたものである。

今般、令和 7 年 5 月に、管理業者管理者方式に係るマンション管理法の改正を含む「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」を公布したところであり、このたび、当該改正を踏まえ、別添のとおり「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改正を行い、各地方整備局長等及び一般社団法人マンション管理業協会理事長あて通知したものである。

については貴協会に対し、改正後の処分基準を参考送付するので、傘下会員に対し周知されたい。

(参考添付)

参考 1：国土交通省各地方整備局長等あて通知

参考 2：一般社団法人マンション管理業協会理事長あて通知